

令和3年度包括外部監査の意見への対応状況

【意見】（令和4年12月時点）

意見	対応内容	所管局
<p>第4 道路・橋りょう</p> <p>3. 令和2年度に予算執行されている道路整備事業について</p> <p>3.1 北泉通</p> <p>3.1.3 供用開始までの経過</p> <p>事業費の見積りの適正化</p> <p>事業費の見積もりは、事業の優先順位付けに影響の出る可能性があることを勘案し、周辺地域の状況を十分に反映させ、短期間で大幅な増減の出ることがないように適切に行うように留意されたい。</p> <p>（報告書 42 ページ）</p>	<p>事業費の算定にあたっては、短期間で大幅な増減が出ないよう、可能な限り周辺状況を反映させるよう関係職員への周知を行い、注意喚起を行った。</p>	<p>建設局</p>
<p>第4 道路・橋りょう</p> <p>3. 令和2年度に予算執行されている道路整備事業について</p> <p>3.1 北泉通</p> <p>3.1.3 供用開始までの経過</p> <p>事業費の費目別予実管理</p> <p>事業費を費目別に集計し、計画額と実績額に乖離がある場合にはその原因を分析することにより、以後の事業に活かされたい。</p> <p>（報告書 43 ページ）</p>	<p>北泉通について、事業費の費目ごとの集計に加え、計画額と実績額との対比を行い、乖離原因の分析を実施し、今後の事業に活かせるよう、関係職員への周知を行い、注意喚起を行った。</p>	<p>建設局</p>
<p>第4 道路・橋りょう</p> <p>3. 令和2年度に予算執行されている道路整備事業について</p> <p>3.2 御菌橋改築事業</p> <p>3.2.6 事業の効果</p> <p>事後評価における評価項目の検討</p> <p>事業の事後評価においては、車道、歩道の拡幅等の交通対策の実施状況等という定性的な評価のみではなく、事前採択時評価項目に基づいて、交通量調査結果などの定量的な数値データも評価項目に入れるよう検討されたい。</p> <p>（報告書 52 ページ）</p>	<p>令和3年6月29日から供用開始した御菌橋改築事業の事後評価において、定性的な評価に加え、交通量等の定量的な評価項目についても、検討していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第4 道路・橋りょう</p> <p>3. 令和2年度に予算執行されている道路整備事業について</p> <p>3.3 鴨川東岸線</p> <p>3.3.1 第1工区</p> <p>3.3.1.4 第1工区実績</p> <p>工事の実績データの保存</p> <p>市民に、公共工事の実施過程や効果の説明責任を果たすため、また、今後の事業実施の優先順位の判断の参考のため、工事の実績に関するデータは、関連事業が完成し、その事業評価が完了するまでは保存されたい。</p> <p>（報告書 57 ページ）</p>	<p>工事の実績に関するデータについては、京都市公文書管理規則に基づき、適切に保存し、完了後5年以内に行う事後評価において、公共工事の実施過程の透明性を確保していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第4 道路・橋りょう</p> <p>3. 令和2年度に予算執行されている道路整備事業について</p> <p>3.3 鴨川東岸線</p> <p>3.3.2 第2工区</p> <p>3.3.2.4 第2工区実績</p> <p>工事の実績に関するデータの事業単位（工区単位）での保存</p> <p>市民に、公共工事の実施過程や効果の説明責任を果たすため、また、今後の事業実施の優先順位の判断の参考のため、実績に関するデータは、事業単位（工区単位）で、関連事業が完成し、その事業評価が完了するまでは保存されたい。</p> <p>（報告書 66 ページ）</p>	<p>工事の実績に関するデータについては、京都市公文書管理規則に基づき、適切に保存し、完了後5年以内に行う事後評価において、公共工事の実施過程の透明性を確保していく。</p>	<p>建設局</p>

<p>第4 道路・橋りょう</p> <p>3. 令和2年度に予算執行されている道路整備事業について</p> <p>3.3 鴨川東岸線</p> <p>3.3.2 第2工区</p> <p>3.3.2.5 第2工区評価</p> <p>事業評価結果の表現方法の検討</p> <p>公共事業着手後の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、「再評価」を行う際、実施過程開示の透明性を向上し、市民への説明責任を果たすため、誤表記に留意するとともに、専門的な表現について、分かりやすい表示を行っていただきたい。</p> <p>(報告書 70 ページ)</p>	<p>評価委員会に提出する資料については、誤表記のないよう努めていく。</p> <p>また、専門的な記号での表記については、注釈を入れる等分かりやすい資料の作成に努めていく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第4 道路・橋りょう</p> <p>3. 令和2年度に予算執行されている道路整備事業について</p> <p>3.3 鴨川東岸線</p> <p>3.3.3 第3工区</p> <p>3.3.3.4 京都市（公式ウェブサイト）での公表</p> <p>公共工事の実施過程開示の透明性確保</p> <p>公共工事の実施過程の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、京都市情報館（公式ウェブサイト）等での取組内容の公開については、分かりやすく公表されたい。</p> <p>(報告書 76 ページ)</p>	<p>取組内容を公開する際には、当該資料の作成目的に応じた内容となっているか、初見の方にとっても理解しやすい内容となっているかという観点も踏まえ、分かりやすく公表するよう努めていく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第4 道路・橋りょう</p> <p>4. 道路・橋りょうの整備事業の検証</p> <p>4.2 事業期間について</p> <p>事業期間の見積りの適正化</p> <p>工期及び事業期間の延期は事業費の増加につながるため、予定した工期及び事業期間を遵守されたい。</p> <p>事業期間の見積りの際には、用地買収・近隣対策・調査・資材調達等や各種調整に要する時間を適切に反映し、これに応じた事業費の見積りができるよう留意されたい。</p> <p>(報告書 89 ページ)</p>	<p>事業期間及び工期を設定する際には、用地買収・近隣対策・調査・資材調達等や各種調整に要する時間を適切に把握し、事業期間及び工期に反映させ、設定した工期に遅れが生じることがないように、引き続き事業進捗に努めるよう関係職員への周知を行い、注意喚起を行った。</p>	<p>建設局</p>
<p>第4 道路・橋りょう</p> <p>4. 道路・橋りょうの整備事業の検証</p> <p>4.2 事業期間について</p> <p>生産性向上のための取組</p> <p>今後の建設業の働き方改革に向けた、綿密な工期設定や生産性向上のための取組を推進されたい。</p> <p>(報告書 89 ページ)</p>	<p>建設業の働き方改革に向けて、情報共有システムや建設現場の遠隔臨場の活用による生産性向上、週休二日の推進を考慮した工期設定を行うよう、関係職員への周知を行い、注意喚起を行った。</p>	<p>建設局</p>
<p>第4 道路・橋りょう</p> <p>4. 道路・橋りょうの整備事業の検証</p> <p>4.4 検証の必要性について</p> <p>公共事業評価制度の更なる活用</p> <p>京都市の現在の財政状態を鑑みて、評価の対象とする総事業費の基準の引き下げや、途中で増額した結果に総事業費が基準額を超えた事業も含めるなど、市独自の基準を設けることにより公共事業評価の対象範囲を拡大し、そこから得られた情報を今後の事業の実施に役立てられたい。</p> <p>(報告書 97 ページ)</p>	<p>事業着手後に総事業費が10億円以上となった事業について、公共事業評価（再評価、事後評価）の対象となるよう、「京都市公共事業評価実施要綱」を改正する（令和5年4月1日施行）。</p> <p>効果的・効率的な事業実施に向けて、今後も引き続き、公共事業評価により得られた知見や情報を活用していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第4 道路・橋りょう</p> <p>4. 道路・橋りょうの整備事業の検証</p> <p>4.4 検証の必要性について</p> <p>公共事業評価における各種ICTデータの活用</p> <p>道路事業の評価にあたり、交通ビッグデータや携帯電話の運用データなどを用いた手法を取り入れ、より効率的で精緻な効果測定を行うことを検討されたい。</p> <p>(報告書 97 ページ)</p>	<p>交通ビッグデータや携帯電話の運用データなどを事業効果の測定に利用することが可能か否かについて、検討を進めていく。</p>	<p>建設局</p>

<p>第4 道路・橋りょう</p> <p>7. その他</p> <p>7.1 道路占用・占拠物件について</p> <p>道路不法占用への対応強化</p> <p>道路不法占用物件については、負担の公平性の観点から厳しく対応し是正されたい。</p> <p>また、道路の安全性を確保することは道路管理者として当然のことであり、悪質かつ危険な物件については法的措置を視野に入れて毅然とした態度で臨むことが求められる。</p> <p>さらに、新規不法占用を増加させない取組として、適切なパトロールを実施するとともに、粘り強い指導が望まれる。</p> <p>(報告書 114 ページ)</p>	<p>道路不法占用物件に対し、日常的な道路パトロールにより早期発見に努めるとともに、粘り強い是正指導を行っている。</p> <p>なお、悪質かつ危険な物件に対しては、「道路・河川不法占拠対策プロジェクトチーム」(平成 27 年度設置)において、法的措置を視野に入れ、事案に応じた効果的な指導方法を引き続き検討していく。</p> <p>今後とも、不法占用を速やかに解消し、道路の安全性を確保するよう努めていく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第5 河川</p> <p>4. 河川の改修及び維持補修</p> <p>4.3 準用河川及び普通河川に関する土木事務所の業務</p> <p>4.3.5 荒木川 グループC(西京土木事務所)と鳴谷川(西京土木事務所)</p> <p>天井川における遮水シートの維持補修</p> <p>市内には住宅地を流れる天井川があり、河川カルテで遮水シートの剥離が確認されている。剥離は河床へ水を浸透させる恐れがあるため、天井川については、重点点検区間として1年に1回の頻度で点検をしている。今後も引き続き、決められた頻度での点検と、計画的な遮水シートの交換を実施していただきたい。</p> <p>(報告書 133 ページ)</p>	<p>荒木川及び鳴谷川の遮水シートについては、令和3年度発注の河川維持補修(その3)工事(普通河川荒木川他)において、荒木川にて約160m、鳴谷川にて約60mの区間の交換を実施したことにより、それぞれの河川で遮水シートの剥離が確認されていた範囲の交換を完了した。今後も引き続き、定期的な点検と、点検結果に基づく計画的な補修を実施していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第5 河川</p> <p>4. 河川の改修及び維持補修</p> <p>4.3 準用河川及び普通河川に関する土木事務所の業務</p> <p>4.3.5 荒木川 グループC(西京土木事務所)と鳴谷川(西京土木事務所)</p> <p>河川上流域の倒木除去</p> <p>鳴谷川は、河川カルテにおいて、上流に倒木が多く点検困難とされている。ゲリラ豪雨や台風の大雨などにより河川の水位が急上昇し、倒木が流される恐れがあるため、同様の河川においては、今後も引き続き、平常時に上流域の倒木除去に努められたい。</p> <p>(報告書 133 ページ)</p>	<p>倒木については、河道内の堆積土砂と同様に、大雨時に溢水被害発生の可能性が高い箇所から順次対応している。</p> <p>引き続き、点検結果に基づき優先度の高い箇所から倒木の除去に努めていく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第5 河川</p> <p>4. 河川の改修及び維持補修</p> <p>4.5 土木事務所の緊急時の体制</p> <p>緊急時の体制における新技術の導入</p> <p>緊急時の迅速な被害状況の把握のため、ドローンを職員の研修を実施のうえ、現場で積極的に活用していただくなど、新技術の導入に積極的に取り組まされたい。</p> <p>(報告書 135 ページ)</p>	<p>緊急時の迅速な被害状況の把握や通常点検に利用するため、引き続き、民間講習受講によるドローン操縦者の育成を進めるとともに、現場等での経験を反映しつつ、安全で効果的な運用を目指し、取り組んでいく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第5 河川</p> <p>4. 河川の改修及び維持補修</p> <p>4.6 排水機場の維持管理と耐震改修</p> <p>4.6.1 「排水機場長寿命化修繕計画」の進捗状況</p> <p>排水機場の塗装剥がれへの早期対応</p> <p>排水機場の手すりや壁面等、屋外における腐食による劣化を防ぐための塗装のタッチアップは、現場を確認した限りでは十分であるとは言い難い。設備機器や機能確保に必要な箇所については、適宜、塗装・給脂を実施しているが、手すりについては機械設備の定期点検時に劣化しやすい部分に注意して経過観察を行い、他の発錆箇所とまとめて措置をしている。</p> <p>錆びた手すりが崩れる事故が他都市で発生していることから、安全性の向上を図っていただきたい。</p> <p>(報告書 138 ページ)</p>	<p>排水機場建物内外の機器及び樋門や外周フェンス等については、毎月4回以上の保守点検を実施し、異常や劣化を発見したときは必要な措置を施すこととしている。</p> <p>塗装剥がれについても、引き続き、点検結果に基づき優先度の高い箇所から早期対応に努め、安全性の向上に取り組んでいく。</p>	<p>建設局</p>

<p>第5 河川</p> <p>4. 河川の改修及び維持補修</p> <p>4.6 排水機場の維持管理と耐震改修</p> <p>4.6.2 排水機場の耐震改修</p> <p>耐震補強工事が必要な排水機場に対する費用負担</p> <p>府所有の2つの排水機場は、いずれも耐震補強工事が必要であるが工期は未定とされ、今後の検討課題である。多額の工事費が予想されることから、これらの排水機場の適正な規模の検証と、府と市の適正な費用負担も含め、十分に協議していただきたい。</p> <p>(報告書 139 ページ)</p>	<p>府所有の2つの排水機場における耐震補強については、府市の工事費用負担及び今後の進め方について、京都府と協議を始めている。</p> <p>また、府所有の排水機場の規模については、気候変動や流域の開発状況等を注視し、必要に応じて京都府との協議を実施していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第5 河川</p> <p>4. 河川の改修及び維持補修</p> <p>4.6 排水機場の維持管理と耐震改修</p> <p>4.6.4 排水機場の動力費</p> <p>排水機場の動力費の更なる軽減策の検討</p> <p>排水機場のポンプ稼働には大きな動力が必要であることから、電気料金について入札により負担軽減を図っているが、SDGsの観点からエネルギーについて太陽光をはじめとした再生可能エネルギーを採用するなどの取組を進めていただきたい。</p> <p>(報告書 140 ページ)</p>	<p>再生可能エネルギー由来の電力をはじめとする温室効果ガスの削減に配慮した電力調達契約の締結に向けて、令和4年度に排水機場で使用する電力の調達に当たっては、「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」に基づき、小売電気事業者に対する環境評価基準を満たした事業者から調達することとした。</p> <p>令和5年度以降も、同方針に基づいた電力調達を進めていく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第5 河川</p> <p>4. 河川の改修及び維持補修</p> <p>4.6 排水機場の維持管理と耐震改修</p> <p>4.6.5 従事者の安全性の確保</p> <p>河川における不法投棄への対策の強化</p> <p>家電などの粗大ごみを廃棄することは、不法投棄（個人の不法投棄は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方の刑に処する「廃棄物処理法第25条第1項第14号」）に当たることの啓発や、巡視、注意看板の設置などの対策をより広い範囲で取り組んでいただきたい。</p> <p>(報告書 141 ページ)</p>	<p>河川整備課のホームページにおいて、防災における排水機場の役割や河川にごみ等の廃棄をしないこと、河川のごみによる排水機場への影響等の情報を掲載し、不法投棄防止啓発に努めている。</p> <p>また、河川整備課で市内の小学校へ出前講座を行った際には、「排水機場の役割」に加え、「河川への不法投棄は犯罪」であることを伝えることとした。</p> <p>このほか、土木事務所においてもパトロールを行い、地元の方と協力してごみの撤去を実施していく。</p> <p>他の自治体等の対策事例等の情報収集を含め、引き続き、河川ごみの対策について検討していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第5 河川</p> <p>5. 効果の検証・見直しについて</p> <p>5.3 河川カルテの整備状況</p> <p>5.3.2 日野川（伏見土木事務所）</p> <p>実効性のある河川カルテの情報のデータベース化</p> <p>点検に基づく河川カルテの作成及び情報のデータベース化（損傷の種類、想定工法、工事予定）が進められているが、カルテ情報の全てではないため、情報の一元化に向けた整理を進めていただきたい。</p> <p>(報告書 148 ページ)</p>	<p>河川カルテについては、データベースを、点検箇所に関するすべての情報（損傷の種類、想定工法、工事予定、最新点検日、位置、背後地や損傷の状況等）を載せた様式に変更した（令和4年4月）。</p> <p>各々の河川カルテは、点検記録としてGISシステムにも保存しており、関係職員が確認できる状態にしている。</p>	<p>建設局</p>
<p>第5 河川</p> <p>5. 効果の検証・見直しについて</p> <p>5.5 普通河川等点検調査業務について</p> <p>環境変化に対応した治水安全度の深堀</p> <p>「普通河川整備プログラム」では、概ね10年に1度の大雨にも耐えうる治水安全度を目安に河川改良を行い、流下能力の確保を目指している。今後も引き続き、市民の安全確保のため、周囲の環境の変化が著しい流域での対策など、きめ細やかに対応できるよう、より高い安全性を目指していただきたい。</p> <p>(報告書 149 ページ)</p>	<p>市内の浸水被害の軽減を目指して関係部局が集まり継続的に実施している「雨に強いまちづくり」の取組により、周囲の環境の変化が著しい流域において、要対策箇所がないか、情報収集を行っている。</p> <p>今後も同取組による浸水被害箇所等の情報収集を継続するとともに、国や他都市の対策を参考にしながら研究していく。</p>	<p>建設局</p>

<p>第5 河川</p> <p>5. 効果の検証・見直しについて</p> <p>5.6 「排水機場長寿命化修繕計画」の見直しについて</p> <p>将来を見据えた「排水機場長寿命化修繕計画」の見直し</p> <p>「排水機場長寿命化修繕計画」の5年ごとの見直しについて、過去の実績が計画どおりに進んだから不要であるという理由ではなく、将来、予防保全の整備部品が引き続き調達可能なものであるか、よりよい機器に置き換える方が効率的ではないか、長期的にみた設備更新の有無など、次回の見直しでは多面的な検証をしていただきたい。</p> <p>(報告書 150 ページ)</p>	<p>建設局が所有管理する主要8排水機場について、各機器の運転時の致命的な不具合を防止し、整備・更新費用の縮減及び平準化を図るため、平成27年4月に「排水機場長寿命化修繕計画」を策定し、計画に基づいた適切な整備・更新を進めている。</p> <p>本計画は5年ごとに見直すことで、適切な維持管理の実施、長寿命化、費用の削減を目指すものとしている。</p> <p>令和元年度の見直しでは、過去5年間の整備・更新は概ね計画どおり進捗しており、当面の間は、現行計画で進捗管理をしていくものとしたが、御意見を踏まえ、次回の見直しでは、整備部品の調達状況や長期的にみた設備更新の有無など、多面的な検証も検討していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第5 河川</p> <p>5. 効果の検証・見直しについて</p> <p>5.7 排水機場の委託について</p> <p>緊急時の現場対応力の向上</p> <p>排水機場の稼働は、外部委託により適正に運用されているが、緊急時に人的ミスなく稼働させる必要があることから、建設局においても担当職員の実地操作研修を行い、緊急時に対応ができる人材を育成されたい。</p> <p>(報告書 151 ページ)</p>	<p>建設局が管理する主要な排水機場は、保守・運転管理業務を外部委託しているが、平常業務時はもとより、洪水時の運転管理業務においても、本市職員と委託業者が連絡を密にして、排水機場の運営を適正に進めている。</p> <p>本市の担当職員においては、今季の出水期前に、洪水時における警戒体制、連絡手法、巡回内容、過去の事例等を確認する演習を実施するとともに、主要な排水機場に出向き、操作手法の確認も行った。</p> <p>御意見を踏まえ、洪水時における担当職員の現場対応力の向上に向けて、引き続き、人材育成に努めていく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第5 河川</p> <p>5. 効果の検証・見直しについて</p> <p>5.9 主たる工事について再委託されていないことの確認</p> <p>下請負人の選定における市内と市外の再委託を定めた第8条の徹底</p> <p>工事請負契約書第8条（下請負人等の選定）において、市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めるとされているものの、実際には特殊な技術力を有していないにもかかわらず市外の業者へ再委託されていることから、書面の実効性が乏しい。書面により明確な理由の付記を求めて実効性を高める行動をとっていただきたい。</p> <p>(報告書 153 ページ)</p>	<p>市外業者へ再委託を行う際には、工事請負契約書第7条に基づく下請負契約等の通知書と合わせ、市外業者選定理由書の提出を求められることとなっている。京都市公契約条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業の受注機会の増大を図るため、市外業者選定理由書の記載事項をより詳細に確認し、工事請負契約書第8条の実効性を高めるよう努めていく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第7 公園</p> <p>8. 市営公園(建設局所管)の維持管理</p> <p>8.3 公園管理における「みっけ隊アプリ」の活用</p> <p>市民からの自発的な情報提供について</p> <p>みっけ隊アプリ活用のため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識をより多くの市民に持ってもらうための情報提供や、アプリ機能の活用等、特に若年層へ広報活動によって、一層の普及を進めていただきたい。</p> <p>(報告書 173 ページ)</p>	<p>より多くの市民に道路や公園等の維持管理について興味を持っていただけるよう、これまで、各区のふれあい事業での周知や工事ビラへの掲載なども含め、様々な媒体を活用して「みっけ隊アプリ」の広報活動を行っており、今年度からは、地下鉄太秦天神川駅において、デジタルサイネージ設置及びパンフレット配架を新たに実施している。また、若年層向けには、SNS や子育て世帯向けの情報誌等の活用も進めているところである。</p> <p>加えて、交通安全施設や道路舗装の損傷について投稿を求めるミッションを配信したり、市民の自主的な活動(清掃、草刈り等)の投稿や当該活動内容の地図上での共有を可能にするなどアプリ機能も積極的に活用している。</p> <p>今後もできるだけ多くの市民に「みっけ隊アプリ」を認知・活用いただけるよう広報活動やアプリ機能の活用を推進していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第7 公園</p> <p>9. 各種公園個別の検証</p> <p>9.1 円山公園 【特色ある公園】</p> <p>9.1.8 名勝であることによる維持・管理への影響</p> <p>民間の管理・運営方法の導入</p> <p>円山公園の持つ自然や歴史的・文化的価値などの強みを活かし「民間にできることは民間に」という精神のもと、京都市が直接管理するのではなく指定管理制度等を用いてより機動的な管理・運営方法を模索されたい。</p> <p>また、近隣に公共交通機関や駐車場・駐輪場が数多く設置されている好環境を利用して、観光客以外の一般市民にもより一層利用してもらうように、ホームページの充実やSNS等による情報発信を増やすなどの対策を図られたい。</p> <p>京都市においては令和3(2021)年に「都市公園等の指定管理者募集等に向けたサウンディング型市場調査の実施について」を公表し、サウ</p>	<p>令和3年度に実施したサウンディング型市場調査の結果も踏まえ、効果的・効率的な管理を行うとともに、公園の特性を活かした魅力の向上を図るため、令和5年度から、指定管理者制度を導入することとした。</p> <p>また、指定管理者募集要項において、公園の魅力向上や賑わい創出を図るための事業提案を求めることとし、公園の魅力伝える多様な媒体による積極的な広報を、特に提案を求める事業として明記した。</p>	<p>建設局</p>

<p>ンディング型市場調査を実施しているところ、調査の結果を踏まえ、民間の管理・運営方法を同公園にも導入し、ニーズを分析することで多くの市民・観光客に愛される施設づくりを検討されたい。</p> <p>(報告書 177 ページ)</p>		
<p>第7 公園</p> <p>9. 各種公園個別の検証</p> <p>9.2 大宮交通公園 【指定管理者が管理している公園】</p> <p>9.2.10 P-PFI 事業の事後検証</p> <p>P-PFI 事業の事後検証</p> <p>大規模公園の管理運営における「指定管理者制度」と「P-PFI 制度」の比較・検証を進め効果の測定をすることで、市民のニーズに合った、より良い管理運営施策を進めることができる。</p> <p>今後、2つの制度のメリット・デメリットを判定するためにも、P-PFI の希少な事例である大宮交通公園の事業状況、課題、市民の声等を注視されたい。</p> <p>(報告書 182 ページ)</p>	<p>指定管理者から提出される月次報告書や年次報告書、利用者アンケート等により、公園の事業状況、課題等を注視し、P-PFI 事業の効果を検証していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第7 公園</p> <p>9. 各種公園個別の検証</p> <p>9.2 大宮交通公園 【指定管理者が管理している公園】</p> <p>9.2.10 P-PFI 事業の事後検証</p> <p>P-PFI 事業の魅力向上</p> <p>P-PFI 事業は令和2(2020)年～令和22(2040)年頃までの20年間で終了予定であり、20年経過後に現事業者が継続して事業を行うのか、新たな業者による事業が開始するのかが不透明だが、少なくとも民間事業者にとって魅力的な事業でなければ、次回の事業者の募集を含め事業遂行が困難となる可能性がある。</p> <p>そのためにも、P-PFI 事業の魅力の向上と丁寧な情報発信により、多くの市民の利用を促進し、本事業が民間事業者にもメリットがあることを証明することが不可欠である。</p> <p>(報告書 183 ページ)</p>	<p>P-PFI 事業により、模擬道路、緑豊かな芝生広場や回遊路、コミュニティルーム等が整備され、自転車を通じて学び、楽しみ、交流する場及び市民の憩いの場として、多くの市民に利用されている。今後も、公募対象公園施設であるカフェ及び自転車店の営業並びに地域の産品を販売するマルシェ、キッチンカー、「おもしろ自転車」体験などの様々なイベントの開催等により市民利用を推奨し、これに伴う P-PFI 事業の事業者への効果も検証していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第7 公園</p> <p>9. 各種公園個別の検証</p> <p>9.3 梅小路公園 【指定管理者が管理している公園】</p> <p>9.3.4 参考事例</p> <p>9.3.4.2 サウンディング型市場調査の実施について</p> <p>指定管理事業の効果の測定</p> <p>指定管理者制度導入の大きなメリットとして、経費の削減及び利用者の利便性の向上が挙げられるが、これらの検証をし、指定管理者の事業運営について、効果の測定を行うことが望まれる。</p> <p>(報告書 196 ページ)</p>	<p>1 収入増及び支出減に向けた既存の制度・取組の見直し</p> <p>令和3年度に実施したサウンディング型市場調査の結果も踏まえ、より効果的な民間活力の導入を図り収支改善につなげるため、次のとおり対応した。</p> <p>(1) 次期指定管理者募集要項の見直し(令和4年4月)</p> <p>ア 適正な価格提案を求めため、指定管理料の上限額を設定</p> <p>イ 効果的・効率的な維持管理を行えるよう、性能規定の範囲を拡大</p> <p>ウ 公園の魅力向上や賑わい創出を図るための多彩なイベントの提案を要請</p> <p>エ 自主事業による収益の一部を本市に納付することを要請</p> <p>オ 選定に当たっての審査基準を改正(指定管理料や効率的な維持管理、利用促進を図るための運営企画を重視)</p> <p>(2) 利用促進のための見直し(令和5年4月から適用予定)</p> <p>ア 緑の館の和室・茶室の供用時間を延長する(午後5時まで→午後9時まで)とともに、利用料金体系を変更(午前・午後・夜間の区分→1時間単位)</p> <p>イ 撮影や野外ステージ利用に係る行為許可権限を指定管理者に委譲し、利用料金制に変更</p> <p>2 指定管理事業の効果の測定</p> <p>引き続き、毎年度、収支状況及び施設の利用状況(目標値に対する達成状況)を確認し、必要に応じて、協議・指導を行う。</p>	<p>建設局</p>

<p>第7 公園</p> <p>9. 各種公園個別の検証</p> <p>9.3 梅小路公園 【指定管理者が管理している公園】</p> <p>9.3.4 参考事例</p> <p>9.3.4.2 サウンディング型市場調査の実施について</p> <p>公園敷地の購入の検討（梅小路公園）</p> <p>公園は基本的に永続的に利用所有することが求められている性格上、公園敷地を借りてしまうと、累積で購入代金以上の借地料を支払うことが予見され、また、貸主側の意向で廃止せざるを得ない場合もあり得るので、自己所有することが望ましい。必要な土地であるなら購入を検討されたい。</p> <p>（報告書 196 ページ）</p>	<p>土地の買入れについては、土地所有者の意向及び本市の財政状況を踏まえたうえで、引き続き検討していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第7 公園</p> <p>9. 各種公園個別の検証</p> <p>9.3 梅小路公園 【指定管理者が管理している公園】</p> <p>9.3.4 参考事例</p> <p>9.3.4.2 サウンディング型市場調査の実施について</p> <p>朱雀の庭・いのちの森の収支の改善</p> <p>朱雀の庭・いのちの森に関しては、維持管理費を抑えつつ、広く市民に利用されるよう取り組み、収支の改善を検討されたい。</p> <p>（報告書 196 ページ）</p>	<p>令和4年4月に次期指定管理者募集要項を見直し、公園の魅力向上や賑わい創出を図るための事業提案を求めることとし、朱雀の庭・いのちの森の利用者増加に向けた魅力発信・イベントを、特に提案を求める事業として明記した。また、施設の維持管理業務について、これまでは、清掃や除草・樹木剪定等の回数・頻度を細かく指定してきたが、適正な管理水準を維持しつつ、指定管理者の工夫により、効果的・効率的な維持管理を行えるよう、性能規定の範囲を拡大した。</p>	<p>建設局</p>
<p>第7 公園</p> <p>9. 各種公園個別の検証</p> <p>9.6 船岡山公園 【敷地を賃借している公園】</p> <p>9.6.3 吉田山緑地について</p> <p>9.6.3.5 近郊緑地特別保全地区</p> <p>公園借地部分の購入及び山林部分の負担の軽減の検討</p> <p>公園は基本的に永続的に利用所有することが求められている性格上、公園敷地を借りてしまうと、購入代金以上に借地料を支払うことが予見され、また、貸主側の意向で廃止せざるを得ない場合もあり得るので、自己所有することが望ましい。必要な土地であるなら購入を検討されたい。</p> <p>また、公園借地部分のうち、特に山林部分については、地権者に対して借地料の低減や維持管理の協力を求めるなど、負担を抑えるよう検討されたい。</p> <p>（報告書 216 ページ）</p>	<p>土地の買入れについては、土地所有者の意向及び本市の財政状況を踏まえたうえで、引き続き検討していく。また、借地料の低減や山林部分の維持管理の協力を求めるなど土地所有者との協議を進めていく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第7 公園</p> <p>9. 各種公園個別の検証</p> <p>9.7 花山稲荷公園 【敷地を賃借している公園】</p> <p>9.7.3 支出</p> <p>公園敷地の購入の検討（花山稲荷公園）</p> <p>公園は基本的に永続的に利用所有することが求められている性格上、公園敷地を借りてしまうと、累積すると購入代金以上に借地料を支払うことが予見され、また、貸主側の意向で廃止せざるを得ない場合もあり得るので、自己所有することが望ましい。必要な土地であるなら購入を検討されたい。</p> <p>（報告書 218 ページ）</p>	<p>土地の買入れについては、土地所有者の意向及び本市の財政状況を踏まえたうえで、引き続き検討していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第7 公園</p> <p>10. 公園の昨今の現状と課題</p> <p>10.5 公園の魅力向上</p> <p>公園新設時における有効性の検討</p> <p>公園を新設する場合は、公園設置前の時点で、設置後の利用状況等を想定し、公共施設として有効に利用されるかどうかを検討したうえで設置をされたい。</p> <p>（報告書 224 ページ）</p>	<p>近年の公園新設事例としては、開発行為や土地区画整理事業に伴って、法律上の義務として、公園を設置するものが大多数であり、これらの場合、設置後の利用状況の想定を理由に設置を見送ることはできないが、公園の利用促進に繋がるような遊具の選定について開発事業者へ情報提供を行っている。また、既設公園の再整備など、本市が整備を行う場合には、地域住民とワークショップを開催し、意見や要望をできる限り反映して整備することで、利用促進を図っている。</p> <p>今後とも、可能な限り多くの方に利用いただけるよう、公園の魅力を高める取組を進めていく。</p>	<p>建設局</p>

<p>第7 公園 10. 公園の昨今の現状と課題 10.5 公園の魅力向上 公園の有効活用 公園の利用状況について、必要に応じて調査を行い、公園が有効に利用されているか検討し、利用されていない場合は、公園のかたちにとらわれることなく、統合や廃止も含めた広い視野をもって、利用状況の促進をはかられたい。 (報告書 224 ページ)</p>	<p>公園は自由利用を原則としており、定期的な調査については相当なコストを要することから実施していない。 また、都市公園法第16条では、みだりに都市公園を廃止してはならないと規定されており、利用状況の結果だけをもって統廃合をすることができない。 しかしながら、公園に求められる機能は多様化してきており、社会状況の変化にあわせて公園の利用促進を図ることは重要であることから、健康遊具の設置や公園利活用に係る事業に取り組むことによって、公園の魅力を高め、利用者のニーズに対応し利用促進を進めていく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第7 公園 10. 公園の昨今の現状と課題 10.5 公園の魅力向上 小規模公園における市民とのより一層の協働 小規模公園の維持管理に関しては、現状を鑑み、協力会との更なる連携、みっけ隊アプリ等の活用等、市民からの自発的な情報も得られるよう、市民との協働を一層進められたい。 (報告書 224 ページ)</p>	<p>「みっけ隊アプリ」については、これまでの各区のふれあい事業での周知や工事ビラへの掲載などに加え、SNS や子育て世代向けの情報誌等を活用して、市民への周知を図っているところであり、引き続き、広報活動を行い、一層の普及に取り組んでいくとともに、公園愛護協会との連携も継続し、市民協働の取組を進めていく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第7 公園 10. 公園の昨今の現状と課題 10.5 公園の魅力向上 小規模公園の統廃合 小規模公園が密集している地域においては、住民の要望・利用状況や都市公園法の趣旨を踏まえたうえで、近隣の中・大規模公園の利用を促すとともに小規模公園の別用途への転用や売却を検討されたい。 (報告書 224 ページ)</p>	<p>都市公園法施行令第1条の2では、市民1人当たりの公園面積の目標値を規定しており、本市はその目標に届いていない状況である。 また、同法第16条では、みだりに都市公園を廃止してはならないと規定されており、小規模公園が密集している状況をもって、ただちに統廃合することは困難である。 しかしながら、人口減少や少子高齢化などによって、公園に求められる機能も多様化しており、社会状況の変化にあわせて公園の在り方を検討していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第8 みっけ隊アプリ 5. みっけ隊アプリの活用状況 みっけ隊アプリの利用促進 市民協働の公共施設の維持を目的とし開発されたアプリであり、活用することで道路・橋りょう、河川、公園・緑地の効果的な管理が見込まれる。より多くの市民に周知するための広報活動を工夫されるとともに、ミッションの発信などアプリの機能の利活用の促進を図られたい。 (報告書 230 ページ)</p>	<p>より多くの市民に道路や公園等の維持管理について興味を持っていただけるよう、これまで、各区のふれあい事業での周知や工事ビラへの掲載なども含め、様々な媒体を活用して「みっけ隊アプリ」の広報活動を行っており、今年度からは、地下鉄太秦天神川駅において、デジタルサイネージ設置及びパンフレット配架を新たに実施している。また、若年層向けには、SNS や子育て世帯向けの情報誌等の活用も進めているところである。 加えて、交通安全施設や道路舗装の損傷について投稿を求めるミッションを配信したり、市民の自主的な活動（清掃、草刈り等）の投稿や当該活動内容の地図上での共有を可能にするなどアプリ機能も積極的に活用している。 今後もできるだけ多くの市民に「みっけ隊アプリ」を認知・活用いただけるよう広報活動やアプリ機能の活用を推進していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第9 物品の取得と管理 1. 物品の取得と管理 1.1 土木事務所の物品の取得と管理 1.1.3 同一日、同一請求書 資材等の在庫の適切な管理と置き場の施錠の徹底 土木・道路工事用の資材については、経済性、効率性とセキュリティ確保の観点から、定期的に在庫数の把握をし、置き場の施錠等を徹底することが望まれる。 (報告書 232 ページ)</p>	<p>公共土木施設の維持保全に用いる資材については、現場出勤の内容や頻度に応じた在庫減少となっているか、適切な保有量となっているか、といった観点も含め、適宜、在庫状況を確認していく。 また、今後も引き続き、終業時の施錠を徹底していく。</p>	<p>建設局</p>
<p>第9 物品の取得と管理 1. 物品の取得と管理 1.2 みどり管理事務所の物品の取得と管理 1.2.2 チケット類の管理 資材等の在庫の適正な管理 資材類については、経済性、効率性とセキュリティ確保のため、定期的に在庫数の把握をし、適正に管理されたい。 (報告書 232 ページ)</p>	<p>公共土木施設の維持保全に用いる資材については、現場出勤の内容や頻度に応じた在庫減少となっているか、適切な保有量となっているか、といった観点も含め、適宜、在庫状況を確認していく。 また、今後も引き続き、終業時の施錠を徹底していく。</p>	<p>建設局</p>